

平成 29 年第 13 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 25 日 (月)

午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分

2. 開催場所 西海橋物産館 魚魚の宿

3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人

4. 出席委員 (19 人)

会長 1 番 岩崎信一郎

会長代理 2 番 太田 尚臣

委員 3 番 白石 幸憲

4 番 山崎 友好

5 番 松崎 常俊

6 番 志田 邦彦

7 番 岸本 六郎

8 番 知念 近海

9 番 高口 和子

10 番 大串 康明

11 番 岡 修治

12 番 松尾 均

13 番 福田 務

14 番 田中 初治

15 番 朝長 久夫

16 番 辻尾 政幸

17 番 山下 裕史

18 番 水嶋 政明

19 番 三枝 政人

推進委員 (20 人)

5. 欠席委員 (0 人)

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 60 号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 61 号 非農地通知の対象とすることの決定について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成 29 年西海市農業委員会第 13 回総会を開会いたします。本日、全委員出席ですのでご報告いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 19 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定

する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、16番辻尾委員、17番山下委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

まず1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。西彼町小迎郷字西南風ノ崎、の畠、計2筆・2, 388m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして基盤整備事業に伴い譲り渡し人から担い手への無償譲渡の意向があり、調整の結果、譲り受け人に対し許可あり次第、贈与による所有権の移転を行うものというものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。申請地は譲り受け人の自宅から約2.0kmのところに位置しており、所要時間は車で約12分です。5頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。6頁は現況写真、7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。権利移転後は、果樹園（みかん栽培）を行う予定のことです。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当推進委員お願いします。

推進委員 本件は私の担当地区ではございませんが、当地区の基盤整備の関係がありますので私から説明をいたします。まず基盤整備について説明しますのでA3資料をお開きください。場所は小迎地区の西側に位置しておりまして概ね17haの計画となっております。本件につきま

しては、名義人も今回の計画が挙がるまで場所及び所在等について知らなかつたこと、この際担い手がいれば贈与したいという意向があり協議が整つたということあります。譲り受け者は基盤整備に入植をして営農していくということですのでよろしくご審議ください。

議長 ただ今議案第58号の「1番」について説明がありました。

これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することに賛成の方挙手願います。

《全員挙手》

議長 「挙手多数」と認めます。

よって、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第58号の「2番」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 「2番」を説明いたします。資料は8頁になります。所在が西彼町平山郷字下ユスノ川、の田、計1筆・139m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして譲渡人が相続により取得したが耕作できないため、譲受人、譲渡人の要望もあり自作地に近く耕作に便利なためとなっています。許可あり次第、売買による所有権の移転を行うものというものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は9頁から13頁まで、9頁に位置図、10頁に付近状況図を添付しております。申請地は譲り受け人の自宅から、約35kmのところに位置しており、通いで耕作するとのことですが、申請地の東側130mのところに申請人の実家がある状況です。11頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。12頁は現況写真、13頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。権利移転後は、季節野菜を栽培し、畑として利用することです。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

11番 先日、地区担当推進委員と現地確認してまいりました。双方は親戚関係にあり、譲り受け人の実家も近傍にあり協議が整ったとのことでした。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第58号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに賛成の方挙手願います。
《全員挙手》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第58号の「3番」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 「3番」を説明いたします。資料は14頁になります。所在が西海町面高郷字松ノ木、の田、計1筆・1, 129m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人にに関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして30年来譲受人が耕作してきた土地で譲り渡し人の要望により、贈与する、許可後に所有権移転（贈与）による名義変更をおこなうものというものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は15頁から19頁までで、15頁に位置図、16頁に付近状況図を添付しております。申請人の自宅から約1.2kmのところに申請地があり、車で6分くらいの状況です。17頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。18頁は現況写真、19頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。権利移転後も引き続き果水稻を栽培することです。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 補足説明を担当委員お願いします。

13番 先日、地区担当推進委員と現地を確認してまいりました。基盤整備された水田の一画でありまして状況も良く、また、譲り受け人は地元でも熱心で広く農業経営をされている方で特段問題はないと判断いたしますのでよろしくご審議ください。

議長 ただ今、議案第58号の「3番」について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
《全員挙手》

議長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

21頁は農地利用集積計画集計表です。使用貸借・賃貸借権設定、計6筆・4, 545m²と「合意解約」、計3筆・5, 581m²、「使用貸借権・賃貸借権設定」(県公社借入分)、計14筆・13, 614m²が計上されています。

22頁は個人間の賃貸借「5年」のもの田4筆・2, 337m²の詳細と賃貸借「21年」のもの、畑1筆・1, 708m²の詳細と賃貸借「20年」のもの、畑1筆・500m²の詳細なっています。

23頁は合意解約分の3件・3筆、5, 581m²の詳細となっています。農地中間管理事業へ移行するため合意解約するものです。

24頁は県公社借入、使用賃貸「10年」のもの2筆の詳細、賃貸借「10年」のもの4筆の詳細、賃貸借「5年」のもの8筆の詳細なっています。1番から4番については市内の新規就農の担い手が取

り組む農地中間管理事業分で賃貸借・使用貸借の「10年」のものとなっています、5番は市外の法人が取り組む農地中間管理事業分で賃貸借「10年」のものとなっています。6番から13番は市外の「新規就農者」が取り組む農地中間管理事業分で賃貸借「5年」のものとなっております。14番は市内の扱い手が取り組む農地中間管理事業分で使用貸借「10年」のものとなっており、計6件の関係者・14筆・13, 614m²の利用集積となっており、各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。25・26頁に借り手の農業経営状況を添付しています。農業経営基盤強化法第18条第3項の用件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 補足説明を担当委員お願いします。

5番 先日、借り受け者と現地を確認しました。5年間の設定ですが、農外で勤務しながら頑張っておりますのでご審議方よろしくお願いします。

5番 次の案件ですが、以前から私の近所で野菜を耕作されている方で、事務局のほうから打診があり、現在借りている農地の近傍で適地がないかということから、それぞれの地権者に話をさせて頂いたということです。いずれも荒廃するよりはということから今回の利用権設定となりました。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第59号の「1番」「2番」について説明がありました。これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 私からいいですか。「2番」の方は地元では耕作されていないのでしょうか。

5番 現在は琴海の方にハウス栽培をされているそうで、将来的には太田和地区に借りれる農地があれば移したいという意向があるようでした。

議長 ないようでしたら、議案第59号「農用地利用集積計画」について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
《全員挙手》

議 長 「挙手多数」と認めます。

よって、議案第 59 号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定いたします。

議 長 次に議案第 60 号「農地中間管理事業における農地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたしますが、議事参与の制限により私が退席いたしますので、ここからの進行は代理にお願いします。

会長代理 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 60 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は 28 頁から 33 頁です。先ほど 24 頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・14 筆がそのままここに計上されています。今回は全 14 筆に対して、県農業振興公社から「4 者」に対し、使用貸借「10 年」のもの、賃貸借「10 年」のもの、賃貸借「5 年」のもの、計 4 者・14 筆・13, 614 m² の集積となっています。1 番から 4 番については市内の新規就農の担い手が取り組む農地中間管理事業分で賃貸借・使用貸借の「10 年」のもの 4 者分・4 筆の利用集積となっています、5 番は市外の法人が取り組む農地中間管理事業分で賃貸借「10 年」のもの 1 者・1 筆の利用集積となっています。6 番から 13 番は市外の「新規就農者」が取り組む農地中間管理事業分で賃貸借「5 年」のもの 1 者・8 筆の利用集積となっております。(9 月総会において 3 筆・5, 089 m² の利用集積を行い、今回 8 筆・5, 576 m² を申請、計 11 筆、10, 665 m² の利用集積となります) 14 番は市内の担い手が取り組む農地中間管理事業分で使用貸借「10 年」のもの 1 者・1 筆の利用集積となっており、計 6 件の関係者、14 筆、13, 614 m² の利用集積となっております。29 頁から 33 頁にそれぞれの借り手・4 者分の経営状況を添付しています。

各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

5 番 1 番～4 番については経営移譲に関するところですが、熱心に頑張っておりますのでよろしくお願いします。

- 5番 5番については昨年上がっていたところの隣接地にオリーブを栽培するということでした。荒廃農地の解消にも繋がると思いますのでよろしくお願ひします。
- 19番 前々回も申請されております。経営規模拡大を目指しておられ、有機栽培、無農薬栽培に関心があり、意欲もある方ですのでよろしくお願ひします。
- 9番 いずれも熱心に取り組んでおりますので何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。
- 議長 ただ今、議案第60号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
- 11番 無農薬栽培に取り組むということですが、近隣の農地等への影響はないでしょうか。
- 19番 隣接農地の方へ伺うと、心配はあるとのことでした。ただ、申請者としては無農薬栽培等に取り組むことで前向きに頑張っておられますので、よろしくお願ひします。
- 議長 今後の事については農業委員としてもご指導等についてよろしくお願ひします。
- 議長 ほかにないようでしたら、本案について原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
《全員挙手》
- 議長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第60号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。
- 議長 次に議案第61号「非農地通知の対象とすることの決定について」を議題といたします。
1番から6番までについて事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第61号「非農地通知の対象とすることの決定について」説明をいたします。今回は5件、29筆、31,517m²について、審議を頂きたいと思います。ここで資料の修正をお願いします。34頁の

7番から11番の土地の所在で字の名称を「ロノ間」(クチノトイ)と表記していますが「ロノ間」(クチノマ)の誤りでした。修正をお願いします。今回、申請者の方は5件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。1件目は1番から6番の6筆となり、資料は36頁から46頁です。所有者は大瀬戸町西濱郷の方です。36頁に位置図、37頁に付近近況図、38から40頁に字図、41から43頁に対象地の現況写真、44から46頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

7番 所有者は地元には住んでおられません。長崎在住の家族の方に連絡を取ることができました。祖父の代に農業をしていて祖父がなくなつて依頼60年くらい農地としては活用されていないとのことでした。現地も農地として復元する事は困難と判断いたしましたのでよろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第61号の1番から6番について説明がありました。皆さんから何か質疑等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに賛成の方の挙手を求めます。

《全員挙手》

議長 「挙手多数」と認めます。

よって、議案第61号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から6番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 次に7番から24番までについて事務局より説明をお願いします。

事務局 2件目は7番から24番の18筆となり、資料は47頁から77頁です。所有者は大村市宮小路三丁目の方で西海町天久保郷に縁のある方です。47頁に位置図、48から50頁に付近近況図、51から5

9頁に字図、60から71頁に対象地の現況写真、72から77頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

13番 申出者の配偶者が地元出身ですが、現在は誰も残っておりません。実家は借家としております。家族の方が農地の処分について協議をし、その意向が以前からありましたが地元では借り受け者が見つからずそのままとなっておりました。今回、現状が荒廃農地ということもあり非農地の申し出があったということでした。確かに農地として復元するには困難な状態であり非農地通知の対象として問題はないと思われますが、地元としては今後の成り行きに若干心配があるという声もありました。よろしくご審議ください。

議長 ただ今、議案第61号の7番から24番について説明がありました。皆さんから何か質疑等ございませんか。

13番 仮に地目変更後に譲渡された場合、事業等に影響があるのでないかという懸念の声はありました。ただ分散されていること、現状が山林化していることを考えるとそれも厳しいのではないかと思いますが。

17番 非農地の判断ということですので、その先のことについては当事者同士の問題ではないかと思います。現状で判断するに農業委員会としては申し出に対して判断をしないということにはならないのではないかでしょうか。

11番 現地を見ていないので判断に困る箇所もありますが。

13番 写真は撮影時期が古いですが、実際はすべて原野化しています。

議長 将来、基盤整備等の事業への影響等について心配な気持ちも分かりますが、事務局の意見はどうですか。

事務局 あくまで農地として復元が可能かどうか、守るべき農地であるかどうか

うかというところで判断いただければと思います。

議長 ほかにないようでしたら、本案について決定することに賛成の方の举手を求めます。

《举手多数》

議長 「举手多数」と認めます。

よって、議案第61号「非農地通知の対象とすることの決定について」の7番から24番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 次に25番について事務局より説明をお願いします。

事務局 3件目は25番の1筆となり、資料は78頁から82頁です。所有者は西海町中浦北郷の方です。78頁に位置図、79頁に付近近況図、80頁に字図、81頁に対象地の現況写真、82頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

推進委員 本人と面会しました。農地として活用するため何度か手を入れたが思うに任せず現在の状態となったとのことでした。状態が悪く農地として復元するのは困難であろうと判断します。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第61号の25番について説明がありました。

皆さんから何か質疑等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ない方の举手を求めます。

《全員举手》

議長 「举手多数」と認めます。

よって、議案第61号「非農地通知の対象とすることの決定について」の25番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に 26 番から 28 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 4 件目は 26 番から 28 番の 3 筆となり、資料は 83 頁から 87 頁です。所有者は西海町木場郷の方です。83 頁に位置図、84 頁に付近近況図、85 頁に字図、86 頁に対象地の現況写真、87 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

5 番 申し出者と立会いのもと確認しました。いずれも原野化しており復元は不可能と判断しましたのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 61 号の 26 番から 28 番について説明がありました。

皆さんから何か質疑等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに賛成の方の挙手を求めます。

《全員挙手》

議 長 「挙手多数」と認めます。

よって、議案第 61 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の 26 番から 28 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に 29 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 5 件目は 29 番の 1 筆となり、資料は 88 頁から 92 頁です。所有者は諫早市小ヶ倉の方で大瀬戸町雪浦久良木郷出身の方です。88 頁に位置図、89 頁に付近近況図、90 頁に字図、91 頁に対象地の現況写真、92 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。対象地は農業者年金、贈与税、

不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

3番 申し出者は以前畜産を営んでおられましたが、不況等の影響もありやめたという経過があります。豚舎の跡地はそうでもないですが申し出の農地は原野化しており非農地としてやむを得ないと判断して見てきました。よろしくご審議ください

議 長 ただ今、議案第61号の29番について説明がありました。
皆さんから何か質疑等ございませんか。

6番 畜産をされていた跡地ということですが、畜産団地の事業の計画があるかどうか分かりますか。

事務局 畜産団地の計画の有無については確認しておりません。

2番 畜産団地は豚の計画は入っていないと思います。また、大瀬戸町は水資源条例等の関係で規制がかかっていると記憶しておりますので多く入っていないと思います。

議 長 ほかにありませんか。
ないようでしたら、本案について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第61号「非農地通知の対象とすることの決定について」の29番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上をもちまして本日の議案審議は全て終了いたしました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成30年1月25日(木) 午後1時00分から
場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

これをもちまして西海市農業委員会第13回総会を閉会いたします。お様でした。

平成 29 年 1 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人